シャーリングマシン安全ガイド

SHEARING MACHINES SAFTY GUIDE

（事業者および従業員のために）

FOR EMPLOYERS AND EMPLOYEES

AMADA

第4版

201901

1．まえがき

この安全ガイドは、弊社のシャーリングマシンの危険防止措置を実施するために知っておいていただきたい安全に関わる重要な情報を、事業者と従業員の皆様にお知らせするものです。
使用上の情報については安全ガイドのほか、取扱説明書、機械に貼られた警告銘板に記載してありますので、ご使用前には、これら全ての情報をよく理解してご使用ください。
この安全ガイドには後付けできる機械の危険防止措置を紹介していますので、据付、刃および材料の段取り、運転、点検、清掃、保守などの各作業に対し、十分な危険の認識をしていただき、事業者の責任で、設置される事業所の環境や機械の使用方法に合った機械の危険防止措置を行っていただくと共に、作業者に対する安全衛生教育を行なってください。
機械の危険防止措置は、労働安全衛生法にて事業者の責任となっています。
（次ページの「事業者の責任」を参照ください）
安全防護についても幾つかの例を紹介していますが、防護装置など弊社が推奨するものをオプションとして用意しましたので、ご検討頂き、採用いただけますようにお願いいたします。

機械の危険防止の手順等につきましては、厚生労働省より通達として公表された「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日改正　基発第0731001号）を参照してください。
この指針は、
安全衛生情報センターのホームページ　(http://www.jaish.gr.jp/)
から「法令・通達」のサイトを開き、基発番号を入れて検索できます。

機械運動部分の動作領域内で作業する場合は、必ず動力源（電源・空圧源・油圧源）を遮断した状態で施錠し キーを携帯して作業してください。
「作業中」は、現場の誰もがわかるように、作業中である旨が記載されたタグで通達してください。

既に設置されている機械に防護装置を取付ける場合、制御、機械本体ともに改造工事を施す必要が生じることあります。採用検討に当たりましては弊社の担当者にご相談いただけますようお願いいたします。

２. 事業者の責任

労働安全衛生法（法）、労働安全衛生規則（則）は労働災害の低減を目的とし、機械を労働者に使用させる事業者に対し、主として次に示す義務が課せられています。

（1）計画の届け出

・監督署への計画の届出

「動力により駆動されるシャーリングマシン」に関して、現時点での法令で「計画の届け出」の義務については、記載されていません。所轄の労働基準監督署の指示があった場合は、それに従ってください。

・役所への特定施設の届出、指定施設の許可申請

騒音規制法、振動規制法、及び都道府県の環境保全に関する条例の特定施設に該当する場合は、所轄の環境保全関連窓口に届出を行なってください。尚、地域により届出義務や規制値等が異なりますので、詳細は所轄の環境保全関連窓口に確認ください。

（2）危険性・有害性等の調査

作業・業務の危険性又は有害性等を調査（リスクアセスメント）し、作業者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めてください。（法第２８条の２）

リスクアセスメントを行う際に必要な機械固有の残留リスク資料は、弊社へお問い合わせください。

（3）危険の防止

シャーリングマシンによる危険を防止するため、必要な措置を講じてください。（法第20 条）

機械のストローク端が作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、危険を防止する措置を講じてください。（則第108 条 第2 項）

危険防止措置として、身体の一部が危険限界に入らないような措置が基本です。（則第131 条）

（4）安全衛生教育

この機械を初めて取り扱う作業者へ安全衛生教育を行ってください。（則第35 条）

刃の交換・調整およびフィンガープロテクターの調整・取り付け・取り外しに当たる作業者に対しては、特別教育を行ってください。（則第36 条、安全衛生特別教育規程第3条）

（5）作業開始前の点検

作業開始前の点検を行ってください。（則第136 条） 機器の故障や不具合を早期に発見し、異常を認めたときは補修など必要な措置を講じてください。（則第137 条）

（6）定期自主検査

定期自主検査を年1 回以上実施してください。（令第15 条、則第135 条）

検査結果の不具合点は補修し、検査結果と補修記録を3 年間保管してください。（則第135条のニ）

3. 危険防止措置の紹介

① フィンガープロテクター

(標準付属　破損や過大なすきまが無いよう管理しましょう。)

作業部前面から刃部、板押さえに手や指が入らないようにフィンガープロテクターでガードします。
刃により指が切断される危険や、板押さえによる指を潰す危険を防ぎます。
切断する最大板厚からすきまが決められており、そのすきまにあった安全距離にプロテクターを設置します。標準で装備されている機械は、すきまを大きくしないでください。
プロテクターを取り外したまま切断作業をしてしまうことを防ぐため、インターロックの追加もできます。

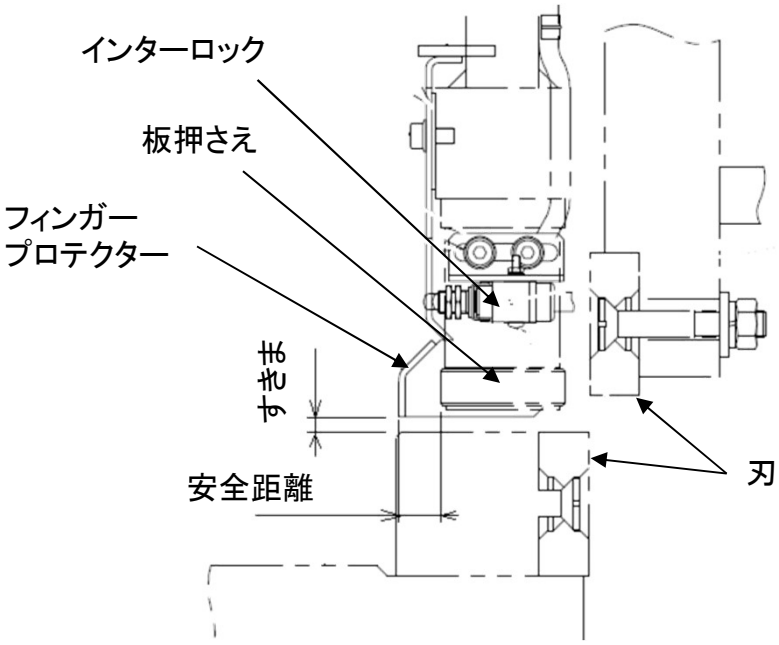

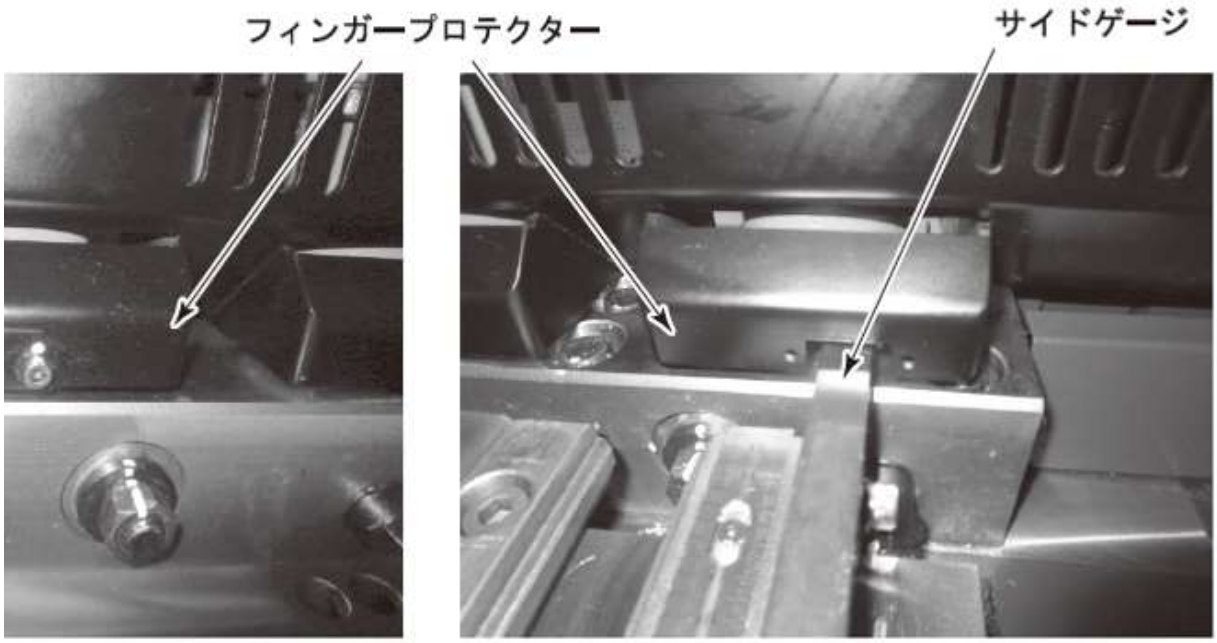

写真左　　写真右

② 後部エリアセンサー

後部エリアセンサーは、は機械後部からの人の進入を防ぎ、ラムやバックゲージが身体への衝突や、バックゲージによる挟まれの危険を低減します。

身体の一部などで光線を遮光すると、ラムやバックゲージ等の作動を停止させることができる装置です。

特に第三者の保護に効果があります。

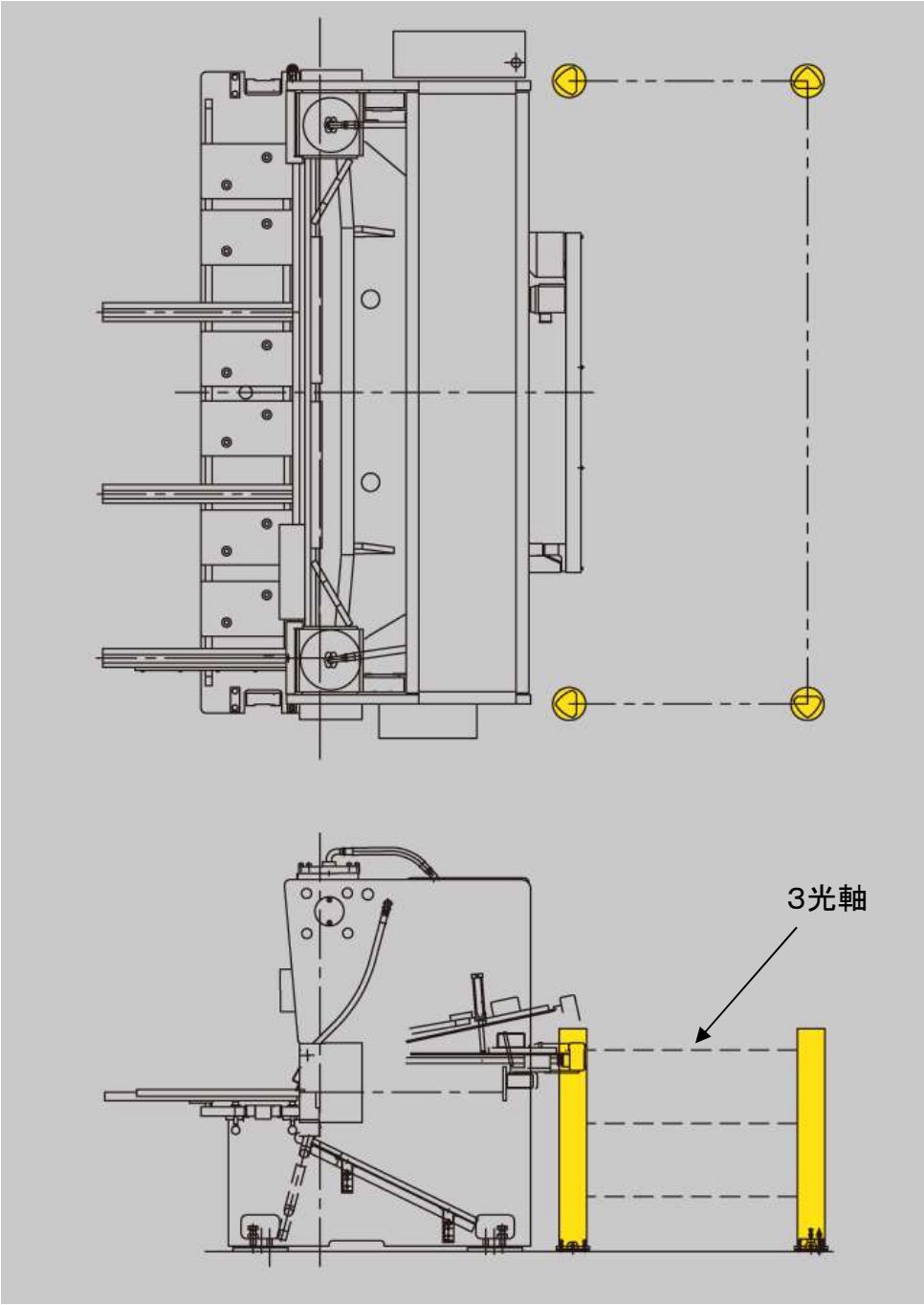

③ パトライト

バックゲージ移動を光と音で知らせる表示器です。
光と音によって後部にいる第三者に注意を知らせ、バックゲージと連結シャフト部に身体などが挟まれる危険を低減します。

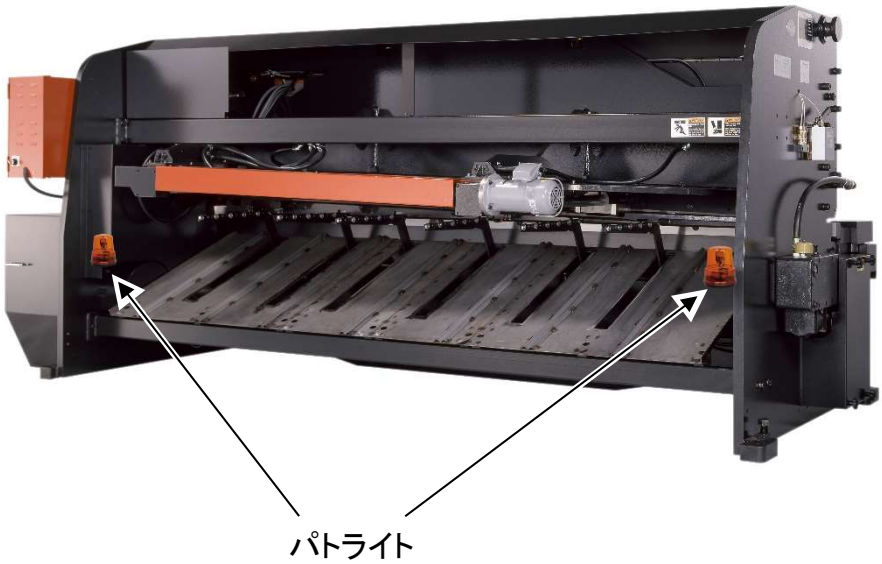

④ 後部確認ミラー

シャーリング作業者が、後部の状況や第三者の接近を確認するためのミラーです。ラムやバックゲージが身体への衝突や、バックゲージによる挟まれの危険を低減します。

⑤ 非常停止増設

後ろで作業する場合の非常停止釦です。
機種により後部に非常停止釦が装備されていない場合がありますので、ご使用の機械を確認の上、増設をお勧めします。

非常停止釦　左右二ヶ所

⑥ 両手操作装置

両手操作押釦を備えたスタンドタイプの操作装置です。
刃部位置より離れた所で両手を使い作業するため、
手が挟まれる危険を低減します。

事故情報提供のお願い

平成 26 年 4 月 15 日付基安発 0415 第 1 号で、「機械ユーザーから機械メーカー等への災害情報等の提供の促進要領」が厚生労働省労働基準局から通達されました。

この中で、機械メーカーは連絡窓口、連絡方法、事故情報等の連絡項目を取扱説明書等に明記すること、機械ユーザーは機械メーカーに情報を提供し、機械メーカーと連携して事故等の再発防止対策を講じることが求められています。

弊社でもこの通達に従い、弊社機械による同種事故の再発防止および設計・製造段階での安全化促進を図るため、お客様から事故情報をご提供いただき、活用していく所存であります。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(1) 連絡窓口

事故情報等は、弊社担当営業所のサービスセンターまで電話等でご一報ください。

(2) ご提供いただきたい内容

以下の事故報告書の連絡項目に関して、弊社まで事故情報をご提供ください。

事故報告書

報告日:　　年　　月　　日	●事故の概要について
事故の区分: 1. 人身事故の発生またはその可能性がある 2. 火災事故の発生またはその可能性がある	事故発生日時:　　年　　月　　日 時　　分ごろ
●お客様について	[人身事故の場合] 被災者:　1. オペレーター 2. オペレーター以外(　　) 性別(年齢):　1. 男　2. 女　(　　歳) 被災状況(けがの部位・程度):
会社名(部署名):	
氏名(役職):	
住所:	[火災事故の場合] 発火源・着火物(断定できる場合): 焼損範囲:
電話番号:	事故に至る作業内容・経過:
ＦＡＸ番号:	
メールアドレス:	防護装置の使用状況:
●ご使用の弊社機械について (シリアルプレートの刻印内容)	
型式:	お客様からのコメント:
製造番号:	
製造年月:　　年　　月	

この安全ガイドブックが、貴社のシャーリングオペレータの方に安全な作業場を提供するのに役立つ事を願っております。シャーリングの危険防止措置に関して、別途の情報や提案が必要であれば弊社までお気軽にご連絡下さい。

㈱アマダ　神奈川県伊勢原市石田200番地
TEL:0463-96-1111(代)
http://www.amada.co.jp/